

# 国土交通省資料

---

平成27年2月25日

# 航空局資料

---

平成27年2月25日

# 空港コンセッションの取組状況

## ◎運営権者の公募手続を進めている段階にある空港

### 【仙台空港】

- ・平成26年6月27日に『仙台空港特定運営事業等募集要項』を策定・公表。
- ・昨年12月5日から国による第一次審査を開始する等、事業者の公募に関する手続を進めている。

### 【関西国際空港・大阪国際空港】

- ・平成26年11月12日に『関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等募集要項』を策定・配布開始。
- ・昨年12月26日に参加資格審査通過者を公表する等、事業者の公募に関する手続を進めている。

## ◎民間運営を実施している段階にある空港

### 【但馬空港】

- ・平成27年1月より民間事業者による運営を開始。

## ◎検討段階にある空港例

### 【高松空港】

- ・運営委託スキームの詳細設計等、運営委託の早期導入に向けた具体的な検討を実施。

### 【広島空港】

- ・広島県による空港経営改革の検討に要する経費に対し、今年度予算を活用し財政的支援（国が全額補助）を実施。

### 【福岡空港】

- ・滑走路増設事業のため、今後運営委託を検討。

### 【神戸空港】

- ・神戸市の平成27年度予算案において、神戸空港の公共施設等運営事業の準備のための調査委託費を計上。

### 【静岡空港】

- ・将来的な公共施設等運営権制度の活用を視野に入れた空港運営のあり方について検討。

### 【富山空港】

- ・富山県による公共施設等運営事業の実施の検討に要する経費に対し、今年度予算を活用し財政的支援（国が全額補助）を実施。

### 【帯広空港】

- ・帯広市による公共施設等運営事業の実施の検討に要する経費に対し、今年度予算を活用し財政的支援（国が全額補助）を実施。

# 水管理・国土保全局下水道部資料

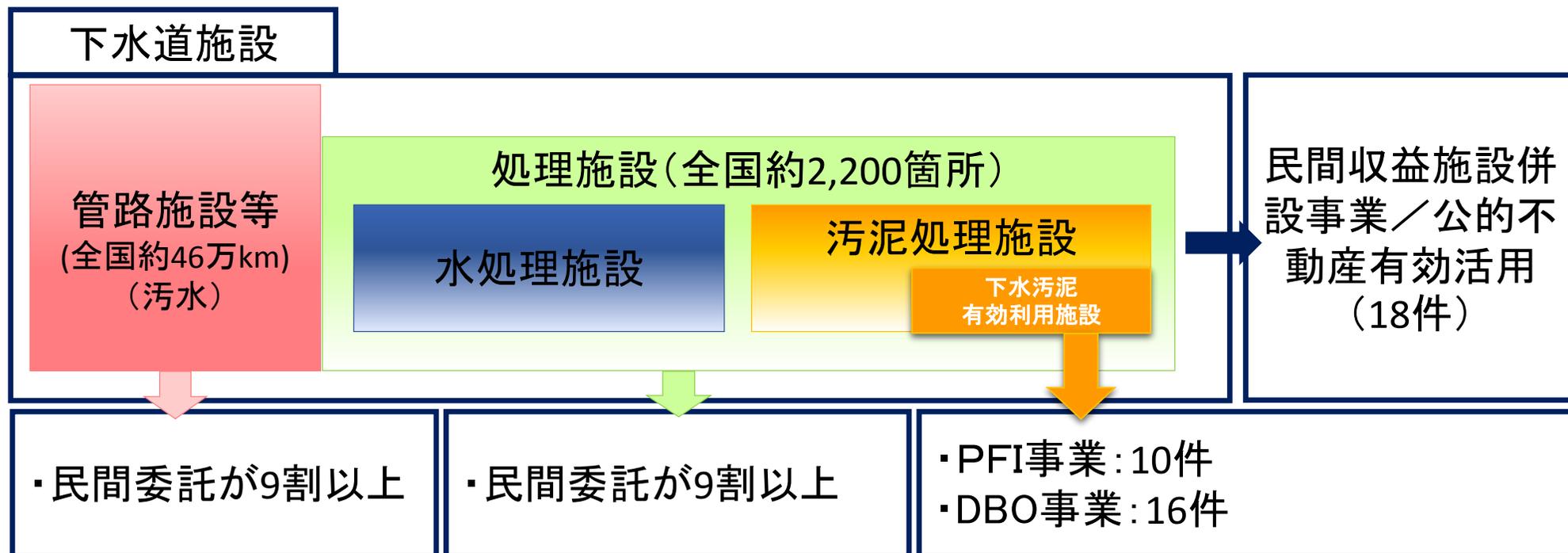
---

平成27年2月25日

# 下水道事業におけるPPP/PFIの推進について

## 1. PPP/PFI推進への取組状況

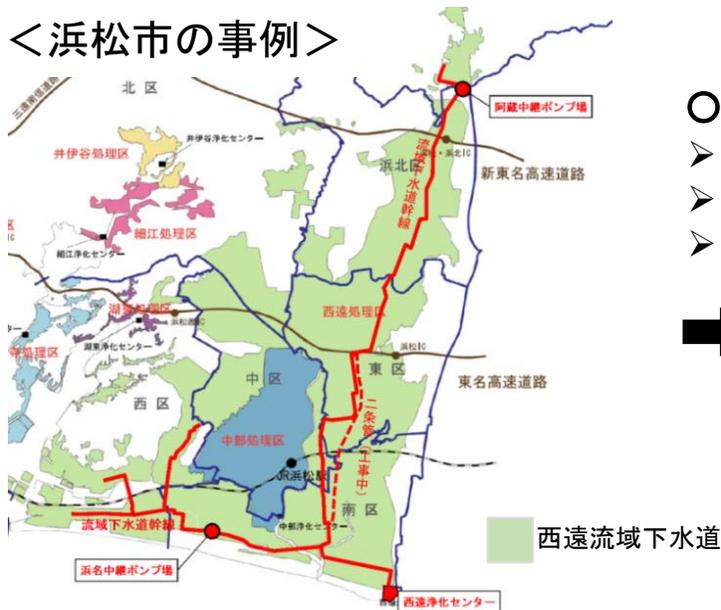
- 管路施設や下水処理施設の管理については9割以上が民間委託を導入済み。また、下水汚泥の有効利用のPFI事業などを積極的に導入しているところ。
- 公共施設等運営権方式の導入を促進するため、平成26年3月「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)」を策定・公表。現在、導入を検討している浜松市及び大阪市に対して支援を実施中。



## 2. 公共施設等運営事業の立ち上げに向けた支援

- 公共施設等運営権方式を含むPPP/PFIの導入について先行的に検討を開始した浜松市に対し、平成23年度より国が財政的支援（全額補助）を含めた支援を実施。
- 平成26年度は、浜松市のニーズを踏まえ、国の調査として（地方公共団体負担なし）要求水準・実施契約の項目とその考え方の検討等に関する支援を実施するとともに、資産情報の整備等についても、国の財政的支援を実施。浜松市においては、平成27年度に実施方針（案）を公表すべく取組を推進。
- 現在も浜松市及び大阪市と密に打合せを実施し、実務的な課題に対して助言を行うなど、事業の立ち上げに必要な支援に丁寧に取り組んでいるところ。
- このほか、平成26年度において、滋賀県大津市等に対しても、国が財政的支援を実施しているところ。
- 今後とも以上のような必要な支援を実施していく所存。

### <浜松市の事例>



### ○西遠流域下水道について

- 平成28年3月末に静岡県から浜松市に移管(※)
- 浜松市下水道事業の6～7割(汚水処理水量)を占める最大の処理区
- 浄化センター、中継ポンプ場、幹線管路等の資産が移管

➡ 移管に伴い、管理体制の確立、民間の創意工夫による事業効率化のため、公共施設等運営権方式の活用を検討

(※)複数の市町村にまたがる下水道は、流域下水道として都道府県が管理を行う。

浜松市の場合、市町村合併に伴い流域が浜松市のみ(合併前:浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町)となったため、合併特例法の適用により合併後10年後(平成28年3月末)に静岡県から浜松市に移管されることとなっている。

## 3. 案件形成に向けた取組

- 公共施設等運営権方式を含むPPP/PFIの活用に積極的な地方公共団体に対し、浜松市、大阪市における検討の成果を共有していくなど、今後とも、地方公共団体のニーズを適切に把握しつつ、案件形成に必要な支援を実施していく。

# 道路局資料

---

平成27年2月25日

# 愛知県道路公社におけるコンセッション制度の導入

## 経緯(愛知県からの構造改革特区提案)

- H24.3 愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案
- H24.12 愛知県における有識者検討会での報告書とりまとめ(国土交通省もオブザーバーとして参加)
- H25.5 愛知県より「民間事業者による有料道路事業の運営の実現について」の提案
  1. 民間事業者による有料道路事業の運営
  2. 民間事業者へのインセンティブの付与
  3. 道路の利便性向上・維持のための料金徴収継続
- H26.4~6 愛知県において「民間事業者による有料道路事業の運営に関する意見募集」
- H26.5 構造改革特区推進本部決定
 

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置  
 「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」
- H26.6 日本再興戦略(改訂) 構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる

## 平成27年度税制改正要望結果

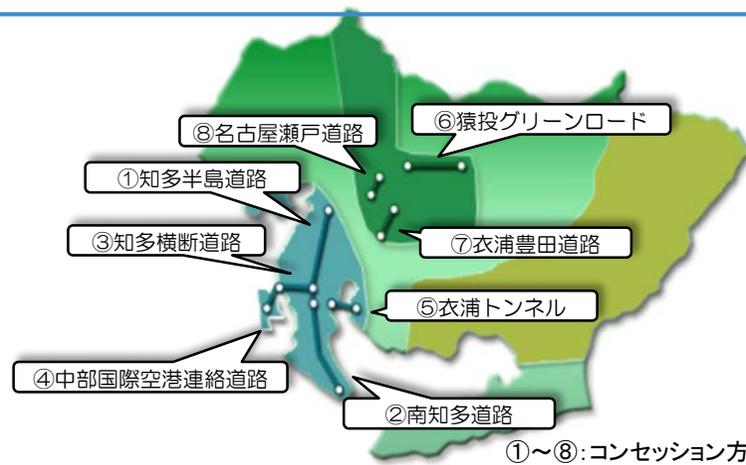
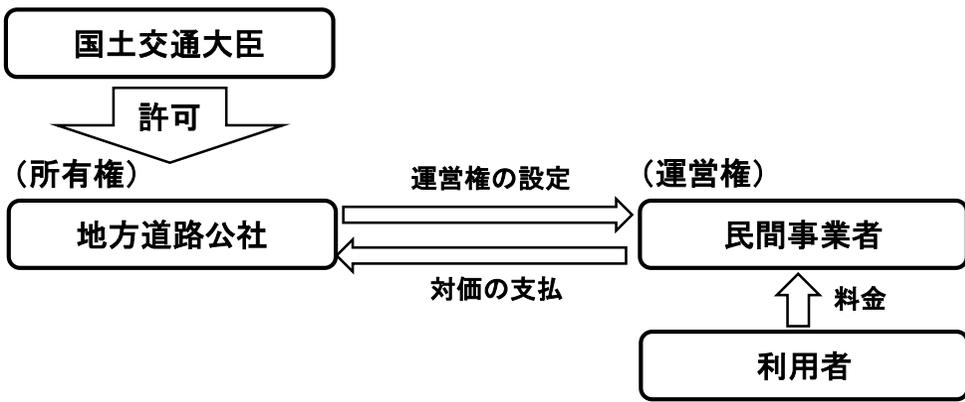
### 登録免許税

- 地方道路公社の有料道路事業に係る公共施設等運営権の設定登録に対する登録免許税の税率を、2年間に限り1,000分の0.5(本則1,000分の1)に軽減。[適用期間:平成27~28年度]

### 固定資産税等

- 地方道路公社の管理する有料道路については、「公共の用に供する道路」に該当することから、固定資産税等は非課税とされており、コンセッション方式を活用する場合においても、引き続き非課税。

## コンセッション(公共施設等運営権)方式 (イメージ)



①~⑧:コンセッション方式対象予定路線(72.5km)